

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十二号

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則（昭和二十八年十一月奈良県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条の二第三項」を「第七条の四第三項」に改める。

第三条の九第二項第十五号中「第七条の二第一項」を「第七条の四第一項」に改め、同項第十六号中「第七条の二第四項本文」を「第七条の四第四項本文」に改める。

第三条の十五を削る。

第四条第一項中「前条に規定する者」を「条例第二条第二項に規定する支給対象非常勤職員（職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年七月奈良県条例第六号）附則第四項の規定により支給対象非常勤職員とみなされる者を含む。以下「支給対象非常勤職員」という。）」に改める。

第四条の二第一項及び第二項中「第七条の二第三項」を「第七条の四第三項」に改める。

附則に次の一項を加える。

21 令和二年度に限り、条例第十条第一項に規定する規則で定める者は、第四条の四に定める者のほか、支給対象非常勤職員（令和二年四月一日に地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員となつた者であつて、同日の前日を含む引き続き任用の期間に係る雇用保険法第十四条第一項に規定する被保険者期間を当該職員としての引き続きいた在職期間に加算した場合に、当該期間が十二月以上となる者に限る。）とする。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。